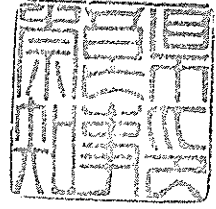


公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成30年 5月 2日

奈良県知事 荒 井 正 吾



第1 競争入札に付する事項

- 1 入札物件名
 榎原公苑陸上競技場芝生整備業務委託
- 2 入札物件の内容等
 入札説明書及び仕様書によります。
- 3 委託期間
 契約締結日から平成31年3月27日(水)まで
- 4 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

単独事業者による参加とし、次に掲げる(1)から(7)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 参加意向申出書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置、又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。

(6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q7（諸サービス）のスポーツ施設管理業務で登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所にお問い合わせ下さい。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

(7) 平成20年度から平成28年度までの間において、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体から委託を受けた指定管理者を含む）との間において、この委託契約内容と同等と県が認める業務等の請負実績を有すること。

第3 入札日程等

1 入札日程

| 手 続 等 | 期 間 ・ 期 日 | 場 所 ・ 提 出 先 |
|--|--|--|
| 入札説明書及び仕様書の交付 | 平成30年5月2日（水）から5月23日（水）まで | <WEB掲載> ・奈良県入札・調達情報 http://www.pref.nara.jp/12700.htm ・奈良県くらし創造部スポーツ振興課ホームページ http://www.pref.nara.jp/2610.htm <担当課で交付> 奈良県くらし創造部スポーツ振興課（県庁主棟2階） 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 |
| 入札説明会 | 実施しません | — |
| 仕様書等に関する質問 | 平成30年5月11日（金） 9時から16時30分まで | 奈良県くらし創造部スポーツ振興課 sports@office.pref.nara.lg.jp FAX 0742-23-7105 |
| 質問に対する回答 ※奈良県ホームページに掲載します。 | 平成30年5月15日（火） （予定） | ・奈良県くらし創造部スポーツ振興課ホームページ http://www.pref.nara.jp/2610.htm |
| 参加意向申出書及び参加資格調書等の受付 （持参又は郵送で提出すること） | 平成30年5月23日（水） 16時30分まで （郵送の場合、期限までに到達したもののみ有効） | 奈良県くらし創造部スポーツ振興課（県庁主棟2階） 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 |
| 入札参加資格確認結果通知書の発送 | 平成30年5月25日（金） （予定） | — |
| 郵送による入札の場合の提出期限 | 平成30年5月28日（月） 16時30分まで （郵送の場合、期限までに到達したもののみ有効） | 奈良県くらし創造部スポーツ振興課（県庁主棟2階） 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 |
| 入札・開札 | 平成30年5月29日（火） 14時から | 入札場所 〒634-0065 橿原市畷傍町53 橿原公苑本館（ジョギング&サイクリングステーション）1階会議室 電話 0744-22-2462 |

※ 上記の期間は、土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規

定する祝日を除く9時から16時30分までとします。(別途、期限の指定があるものを除く。)
※ 参加意向申出書及び郵送による入札等の提出場所(スポーツ振興課)と、入札場所(榎原公苑本館)が異なりますので、注意してください。

2 入札書の取り消し等

提出した入札書は引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

3 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。

第4 入札書の提出場所等

1 郵便による入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県くらし創造部スポーツ振興課 スポーツ振興企画係(県庁主棟2階)

電話番号 0742-27-5421(ダイヤルイン)

2 入札説明書交付期間

平成30年5月2日(水)から平成30年5月23日(水)までとします。

(奈良県ホームページからもダウンロード可能。)

3 入開札の日時及び場所

・平成30年5月29日(火) 14時から

・〒634-0065 榎原市畝傍町53

榎原公苑本館(ジョギング&サイクリングステーション)2階会議室C

4 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「榎原公苑陸上競技場芝生整備業務委託に係る入札書」と朱書して、平成30年5月28日(月)16時30分までに第4の1に示す提出場所に到着するようにしてください。

第5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第4条の定めるところによります。

3 契約保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条の定めるところによります。

4 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

5 契約書作成の要否

要します。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴

力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、契約者について7の(1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、7の(1)、(3)、(4) 及び (5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

9 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。